

平成28年5月13日

各 位

大阪市中央区内本町一丁目1番4号
株 式 会 社 藤 商 事
代表取締役社長 井上 孝司
(コード番号: 6257)

(問い合わせ先)

執行役員管理本部長 當仲 信秀
電話 06-6949-0323

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成28年6月28日開催予定の第51回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築および経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）第2項の役付取締役に取締役副会長を追加するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第25条（社外取締役の責任限定契約）および第33条（社外監査役の責任限定契約）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第25条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月28日（予定）
定款変更の効力発生日	平成28年6月28日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 遊技機の製造、販売および貸付 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(2) 前号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 遊技機の製造、販売および貸付</p> <p><u>(2) ゲーム、映像、音楽等のデジタルコンテンツの企画、開発、販売および配信</u></p> <p><u>(3) 古物営業法に基づく古物商</u></p> <p>(4) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役会長1名、<u>取締役副会長1名</u>、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>